

マネージメント・レター No.281

どんな人が法定相続人になるか

資産家にとって、相続対策の事前準備が重要である事は百も承知していながら、いざご自身の対応策となると、なかなか事前準備を進めることは難しいようです。その原因は、ご自身の不在を前提にせざるを得ないことにあります。

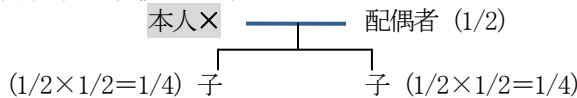
しかしながら、営々と築き上げてきた富や先代から引き継いだ資産を守り、更に大きくしてきたものを子孫に確実に伝えていくことは、資産家にとっての使命でもあるのです。

自らの豊かな暮らしと充実した老後の生活を過ごす為にも、また、残された親族間での“争族問題”を生じさせない為にも、生前に十分な対策を立てておくことが大切です。

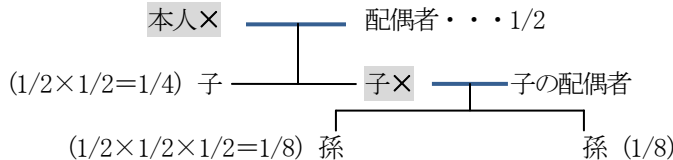
平成23年度改正に予定されていた相続税贈与税の抜本改正は、一旦「社会保障・税一体改革(案)」の中に先送りされましたが、これも3党協議で削除されました。このように相続税増税は未だ実現していないものの、国民の興味は今回の改正騒動で最大限まで大きくなっているものと思われます。そこで、今後数回に分け相続税の基本的な仕組みなどをお知らせしていきたいと考えております。

今回のテーマは「法定相続人と法定相続分の関係」について・・・。

- 配偶者と子供2人の場合（法定相続人3人）



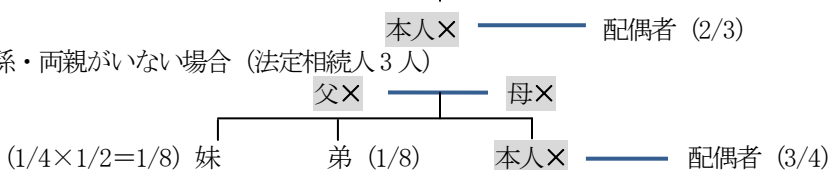
- 子供が先に死亡している場合（法定相続人4人）



- 子供・孫が1人もいない場合（法定相続人3人）



- 子供・孫・両親がいない場合（法定相続人3人）



当事務所では、相続に関するご相談についてスムーズに対応できるよう、相続チームを編成しております。お気軽にご相談ください。

税理士法人 朝賀事務所
相続研修チーム

法定相続分は、民法で定められた相続人が受け継ぐことが出来る財産の割合ということになりますが、実際の遺産の分割については遺言や、相続人間の協議で決めることが多いため、遺言がない場合や相続人間の協議が調わない場合に分割の基準になる割合という考え方になります。